

子どもの権利条約を見つめ直そう

児玉 勇二

今年は国連の子どもの権利条約を日本で批准して20年目にあたる。子どもを権利行使の主体として、生存、発達、保護、参加の面からあらゆる分野で、子どもの最善の利益が第一次的に優先され、意見表明権など手続的権利を保障すること。これらを実効あらしめる為、国連の子どもの権利委員会で5年ごとに監視審査がなされている。

私は子どもの権利に関する NGO の DCI (Diffence for Children International) 日本支部副代表、日本弁護士連合会の委員として、今まで3回行われた日本政府の審査にカウンターレポートを提出し参加してきた。いずれの国連の勧告にも、日本の学校制度の過度の競争的性質が身体的、精神的健康に悪影響を与え、いじめ、不登校など子どもの発達が疎外されること、マイノリティ（障害のある子、外国人、部落、アイヌなど）や婚外子への差別、いじめを含む学校での暴力、高い自殺率、少年法の厳罰化、児童虐待などへの懸念が示されている。また最近では子どもの貧困を指摘し、親や教師との関係性が希薄で幸せに生きられないでいる子どもが、知的な人材教育に偏重されるのではなく、人間として成長発達できるような制度に回復せよとの鋭い勧告もされている。

このような子どもの権利条約から離れた日本の子どもの権利、教育状況は次のような国際比較でのマイナス結果を生み出している。OECD 加盟国24カ国の15歳を対象とした幸福度調査(ユニセフ、2007年)で、「自分は孤独だ」と感じる日本の割合はトップで、ほぼ3人に1人は孤独を感じている。日米中韓4カ国での自己肯定感のアンケート((財)日本青少年研究所、2010年)で、「自分は価値のある人間だ」と答えた割合は、アメリカ57%、中国42%、韓国21%に対して日本は7%と極端に低くなっている。

今、政府でも教育再生がうたわれて教育制度の改正が行われようとしているが、子どもの権利条約が今まで尊重されてきたか、子どもの権利委員会からの勧告に耳を傾けてきたか、改めてまず私たち大人が考えなければならない。



PROFILE

こだまゆうじ：弁護士。中央大学法学部卒。東京弁護士会「子どもの人権と少年法に関する委員会委員」、日本弁護士連合会「障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する調査研究委員会委員」、チャイルドライン支援センター監事等を務める。主な著書に、『岩波ブックレット No.765 性教育裁判～七生養護学校事件が残したもの』（岩波書店、2009）、『障害のある人の人権状況と権利擁護』（明石書店、2003、共著）など。